

議案第25号

国民宿舎三朝温泉会館運営審議会設置条例の一部改正について

次のとおり国民宿舎三朝温泉会館運営審議会設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平成9年3月21日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

国民宿舎三朝温泉会館運営審議会設置条例の一部を改正する条例

国民宿舎三朝温泉会館運営審議会設置条例（昭和41年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三朝町営国民宿舎プランナールみささ運営審議会条例

第1条中「国民宿舎三朝温泉会館運営審議会」を「三朝町営国民宿舎プランナールみささ運営審議会」に改める。

第2条中「国民宿舎三朝温泉会館」を「三朝町営国民宿舎プランナールみささ」に改める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。